

株 主 各 位

証券コード 7150
2021年6月3日
松江市朝日町484番地19
株式会社島根銀行
代表取締役
頭 取 鈴木 良 夫

第171期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第171期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都道府県をまたぐ不要不急の往来自粛などが要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに行ってくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 島根県松江市朝日町484番地19 当行 本店（3階大会議室）
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が前年同様、例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第171期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第171期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役および監査役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

お土産の廃止について

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shimagin.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- ・発熱がある等、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時15分)

場所 島根県松江市朝日町484番地19 当行 本店(3階大会議室)
(末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



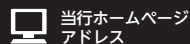
パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト(https://www.e-sokai.jp)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。本年より「スマート行使」を採用しておりますので、ご活用ください。

行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

詳細については次頁をご覧ください。>>>

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」、連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。



<https://www.shimagin.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

！ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合がございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様の負担となります。
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

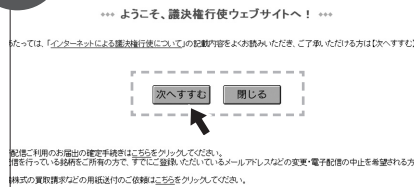
議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【議決権行使ウェブサイト】による方法

STEP
1

ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

【スマート行使】による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」

STEP
1

QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

STEP 2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

インQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP 2 議決権行使方法を選択

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、
議決権行使方法を選択

STEP 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

第171期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、証券業務、内国為替業務の他に、代理業務、損害保険商品・生命保険商品の窓口販売業務、金融商品仲介業務、市場誘導業務などの附帯業務を行っております。

(金融経済環境)

2020年度のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、個人消費や非製造業など一部において弱さがみられたものの、持ち直しの動きが続きました。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、各種政策の効果や海外経済の改善等により、引き続き持ち直していくことが期待されています。

このような中、長期金利は海外金利の上昇等を背景に一時0.15%の水準まで上昇したあと、米国長期金利の低下や国内株式相場の大幅下落の影響を受け0.1%を下回る水準まで低下しました。その後、再び米国長期金利の上昇を受け、3月末は0.12%となりました。

日経平均株価は、米国追加経済対策などを受けた世界景気の回復期待や新型コロナウイルス感染症のワクチン普及による景気回復期待が投資家心理を上向かせ、一時30,500円程度まで上昇したものの、急激な金利上昇への警戒感や日銀金融政策への不透明感から大幅に下落する場面もみられ、3月末は29,000円台となりました。

為替は、米国金利の上昇を受けドルが買われる展開となり、円安・ドル高基調が続き、3月末は110円台まで円安が進みました。

こうした中、当地山陰の経済についても、全国同様、新型コロナウイルス感染症の影響などから、サービス消費を中心に厳しい状況が続いているものの、基調としては持ち直しの動きがみられました。

(事業の経過及び成果)

当行の第171期の業績につきましては、役職員一丸となって業績の向上と経営の効率化、顧客サービスの充実に努めてまいりました。また、SBIグループとの収益向上に係る各種連携を行った結果、次のようになりました。

預金につきましては、公金預金が減少しましたが、個人預金や法人預金が増加したことなどから、全体では期中823億円増加し4,716億円となりました。また、貸出金は、個人向け貸出金が減少しましたが、法人向け貸出金や地公体向け貸出金が

増加したことなどから、全体では期中225億円増加し3,104億円となりました。有価証券は、SBIグループの資産運用ノウハウやグローバルなネットワークから得られるファンド情報等を活用した結果、受益証券が増加したことなどから、全体で期中125億円増加し1,171億円となりました。

総資産は前期比875億円増加し5,268億円となり、純資産は32億円増加し167億円となりました。

損益面につきましては、以下のとおりです。なお、増減要因は会計方針の変更による遡及適用後の値で比較しております。有価証券利息配当金を主とした資金運用収益や役務取引等収益が増加しましたが、有価証券売却益が減少し、その他業務収益が減少したことから、経常収益全体では前期比1,409百万円減少し6,365百万円となりました。一方、経常費用は、有価証券売却損が減少し、その他業務費用が減少したことや、与信関連費用及び営業経費が減少したことなどから、全体では前期比3,688百万円減少し5,994百万円となりました。この結果、経常利益は前期比2,278百万円増加の371百万円となり、当期純利益は前期比2,602百万円増加の322百万円となりました。

人員につきましては、前期末比32名減少の299名（出向40名除く）となっております。

店舗につきましては、前期末同様の33か店であり、店舗外現金自動設備は前期末比5か所減少し13か所となっております。

（対処すべき課題）

当地山陰におきましては、人口の減少や少子高齢化の進行などにより、経済規模は縮小傾向にあり、景気回復を実感できるには至っておりません。加えて、今や世界的規模で広がりを見せております新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言等の発令が及ぼす経済活動の縮小、それに伴う企業の資金繰り悪化等、多大なる影響が生じており、先行きが非常に不透明な情勢となっております。

このような中、当行はSBIグループと各種営業施策で連携を行うとともに、営業コストの最適化など、抜本的な収益改善策にも取り組んでまいりました。その結果、銀行単体の2020年度決算において、当期純利益は322百万円となり、本業部門の収益力を示すコア業務純益については、前期比811百万円の増加となりました。

昨今の新型コロナウイルス感染症を巡る対応につきまして、当行は、お取引先に寄り添い、ウィズコロナ・アフターコロナの様々な経営課題の解決に向け、全力で対応しております。また、より総合的な支援を実現するため、行内外の機能・ネットワークをフル活用した企業支援室を2020年12月1日付で新設し、2021年4月1日より、企業支援室のメンバーを増員するとともに、別途、外部アドバイザーを招聘し本格活動しております。

当行は、顧客中心主義を基本として組織全体の意識転換を図った上で、お客さまとのリレーションに重点をおき、お客さま一人ひとりのニーズに応じて考動する営

業活動を展開することで、お客さまと役職員の双方が満足度を高め、ひいては、お客さまに末永くお付き合いをして頂ける銀行を目指してまいります。

この他、社会貢献活動についても積極的に推進してまいりますとともに、これからも地域に根ざした銀行として、当地域の経済を支えていくという重要な使命を全うするため、役職員が一丸となって邁進する所存でございます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	364,587	358,657	389,306	471,609
定期性預金	239,264	229,404	221,604	254,820
その他	125,323	129,253	167,701	216,788
貸 出 金	268,286	289,906	287,840	310,439
個人向け	103,239	105,512	107,516	106,453
中小企業向け	103,745	112,863	121,976	140,294
その他	61,301	71,530	58,347	63,691
有 価 証 券	90,301	86,631	104,621	117,190
国 債	45,538	43,135	29,112	31,032
その他	44,763	43,496	75,508	86,157
総 資 産	408,694	413,164	439,279	526,865
内 国 為 替 取 扱 高	708,319	730,736	803,332	795,119
外 国 為 替 取 扱 高	0百万ドル	0百万ドル	-百万ドル	-百万ドル
経常利益 (又は経常損失)	1,723	432	△1,906	371
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	614	323	△2,279	322
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)	110円59銭	58円28銭	△351円30銭	37円44銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失) は、当期純利益 (又は当期純損失) を期中の平均発行済株式数 (自己株式数を控除した株式数) で除して算出しております。

3. 2020年度より「第171期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項①計算書類・計算書類の注記 会計方針の変更」に記載のとおり、受益証券に係る収益、費用の計上区分の変更を行っており、当該会計方針の変更を遡及適用しておりますが、2017年度、2018年度及び2019年度の経常利益 (又は経常損失) 及び当期純利益 (又は当期純損失) に影響はなく、1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失) に影響はございません。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	299人
平 均 年 齢	39年 6月
平 均 勤 続 年 数	16年 9月
平 均 給 与 月 額	374千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託39名、出向者40名を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

	当 年 度 末	
使 用 人 数	本 部 部 門	営 業 部 門
	67人	232人

- (注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託39名、出向者40名を含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末
	店 うち出張所
島 根 県	24 (8)
鳥 取 県	9 (4)
合 計	33 (12)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を13か所（前年度末18か所）及びコンビニエンスストア内等にご利用いただける株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を25,676台（前年度末25,342台）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,611台（前年度末12,754台）、ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,490台（前年度末13,377台）それぞれ設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

・店舗外現金自動設備の廃止

本店営業部 松江赤十字病院出張所（松江市）
本店営業部 松江生協病院出張所（松江市）
出雲支店 出雲市民病院出張所（出雲市）
倉吉支店 パープルタウン出張所（倉吉市）
鳥取支店 エスマート桜谷店出張所（鳥取市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の称号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	104
---------------	-----

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
松江リース株式会社	松江市朝日町 484番地19	一般諸機械器具及び設備等の動 産のリースならびに売買・融 資、手形の割引及び債務の保証 業務・前項に附随又は関連する 一切の業務	80百万円	98.50%	子会社
しまぎんユーシー カード株式会社	松江市朝日町 484番地19	クレジットカード業務・金銭貸 付業務・信用保証業務・有価証 券の保有・信用調査業務・前項 に付帯又は関連する一切の業務	30百万円	5.00%	関 連 法人等

重要な業務提携の概況

1. 2019年9月に締結した、SBIグループとの資本業務提携により、収益構造の変革によるコア業務純益の早期黒字化の実現及び企業価値の向上を目的とし、当行の顧客に対するSBIグループの幅広い金融商品・サービスの提供、SBIグループの資産運用ノウハウやグローバルなネットワークから得られるファンド情報等の活用による、当行の資金運用の高度化、SBIグループならびにSBIグループ出資先企業等有するテクノロジー等の活用を通じた、当行の顧客利便性の拡充及び営業コストの最適化、SBIグループ等における内外資金需要への対応等を行っています。
2. 株式会社SBI証券の子会社であるSBIマネープラザ株式会社と共同店舗の運営を2019年12月より開始しており、SBI証券の豊富なラインナップを対面で顧客へ提案することで、資産運用のコンサルティング・アドバイスとともに多様な金融商品、サービスを提供しています。
3. 住信SBIネット銀行株式会社の「ミスター住宅ローンREAL」・「フラット35」新規取扱いを2020年1月より開始しており、商品ラインナップの拡充により、幅広い顧客のニーズに対応しています。
4. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
5. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
6. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
7. 中国総合信用株式会社（中国地区第二地銀協地銀等の共同出資により設立）において中国地区第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
8. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出・入金のサービスを行っております。
9. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出及び預入れサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2020年5月28日	当行は、株式会社SBI証券に投資信託・債券の取扱いに係る事業の譲渡を行っております。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

新型コロナウイルス感染症拡大が当行損益に及ぼす及ぼす影響については、収益面においてSBIグループとの連携施策が順調に推移していることや、信用コストについても直近の傾向を踏まえ見積もっていることなどから、顕在化した場合においても影響は限定的であると見込んでおります。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役及び監査役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木良夫	取締役頭取（代表取締役）		
長岡一彦	取締役常務執行役員 企画本部長		
名越昇	取締役（社外取締役）	社会福祉法人隠岐共生学園理事 (有)日建商事 代表取締役	
森田俊平	取締役（社外取締役）	SBIホールディングス(株) 専務取締役 SBI地銀ホールディングス(株) 代表取締役	
浅枝芳隆	取締役（社外取締役）	ウイングアーク1st(株)社外監査役 アスクル(株) 社外監査役	
片寄直樹	常勤監査役		(注) 2
周藤智之	監査役（社外監査役）	公認会計士	(注) 3
多々納道子	監査役	大学教授	
市川亨	監査役（社外監査役）	SBIホールディングス(株) 常勤社外監査役	

- (注) 1. 2020年6月24日開催の第170期定時株主総会終結の時をもって、取締役飯塚貴久氏、朝山克也氏、松井和城氏、竹原信彦氏、森脇章雄氏及び多々納道子氏、監査役小谷周作氏、周藤滋氏及び岡崎勝彦氏は任期満了により退任いたしました。また、同日付で多々納道子氏は監査役に就任しております。
2. 常勤監査役片寄直樹氏は、長年にわたり当行の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役周藤智之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、上記の他、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載しております。

5. 当事業年度中に退任した役員は次のとおりです。なお、当該役員の地位及び重要な兼職は退任時のものであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
吉川 隆博	取締役常務執行役員 審査本部長		2020年11月30日 辞任により退任

6. 当行は、執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
竹原 信彦	執行役員管理本部長
小谷 周作	執行役員営業本部長
原 清	執行役員審査本部長兼審査管理グループ部長

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額10,800万円以内（但し、使用人給与相当額は含まれておりません）、監査役の報酬限度額を年額2,160万円以内と決議をいただいております。また、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます）を対象に株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。信託に拠出する金銭の上限金額は、2事業年度ごとに取締役分として6,600万円（うち社外取締役分として400万円）、監査役分として800万円、合計7,400万円であります。なお、第168期定時株主総会終結時における取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）、監査役は4名であります。

また、2010年6月25日開催の第160期定時株主総会において、社宅提供費用を取締役に対する金銭以外の報酬として、月額15万円以内と決議をいただいております。なお、第160期定時株主総会終結時における取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）、監査役は4名であります。

②役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当行の役員に対する報酬等は、社外取締役を除く取締役に対する報酬については、基本報酬、業績連動賞与及び株式給付信託、社外取締役及び監査役に対する報酬については、基本報酬、株式給付信託としております。

当行では、基本報酬については、経済や社会の情勢を踏まえ、経営委任の対価として適切であり、かつ株主等に対して説明責任を十分に果たすことが可能であることに加え、当行の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとなるよう決定しております。

また、業績連動賞与及び株式給付信託については、取締役の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除く取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、社外取締役にあっては監督を通じ、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。なお、業績連動賞与及び株式給付信託の制度設計にあたっては、基本報酬と業績連動報酬の割合を70%：30%とすることを前提としております。

これらの役員個人別の報酬等については、株主総会において決定した役員報酬限度額及び株式給付信託に係る信託に拠出する金銭の上限金額の範囲内で、社外役員へ諮問の上、取締役会が社外役員からの答申内容を踏まえ決定

しており、当該方法は当行の役員に対する報酬等の決定方針に沿う内容であると判断しております。なお、当事業年度においては、役員報酬に関して社外役員への諮問を1回行っております。

当行の役員報酬のうち業績連動報酬である業績連動賞与、株式給付信託ともに業績連動に係る指標は当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、経営の最終結果であり、かつ配当原資であることから株主への説明責任の観点からも適していると判断したものであります（ただし、社外取締役及び監査役は対象外）。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益280百万円であり、実績は322百万円となっております。

③会社役員報酬等の総額等

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)				
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	8	51	38	13	—	0
監査役 (社外監査役を除く)	3	14	14	—	—	0
取締役 (社外役員)	3	6	6	—	—	—
監査役 (社外役員)	4	6	6	—	—	—

- (注) 1. 「報酬等」には役員株式給付引当金、業績連動賞与引当金として費用処理した額を含んでおります。使用人兼務役員の使用人給与相当額3百万円は含んでおりません。
2. 監査役（社外監査役を除く）及び社外役員の固定報酬には役員株式給付引当金として費用処理した金額が含まれております。
3. 「支給人数」「報酬等」には、2020年6月24日開催の第170期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役6名、監査役3名及び期中に退任した取締役1名の報酬額などが含まれております。
4. 「その他」は、社宅提供費用であります。
5. 上記の支給人数に、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
名 越 昇	当行は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。
森 田 俊 平	
浅 枝 芳 隆	
片 寄 直 樹	当行は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。
周 藤 智 之	
多 々 納 道 子	
市 川 亨	

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。

- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

- イ 在任中の会社役員との間の賠償責任保険契約
該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
名越昇	社会福祉法人隠岐共生学園理事 当行は同法人に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 (有)日建商事代表取締役 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。
森田俊平	SBIホールディングス(株)専務取締役 SBIアートオークション(株)代表取締役 SBIファイナンシャルサービス(株)取締役 SBIキャピタルマネジメント(株)取締役 SBIポイント(株)代表取締役 SBIインキュベーション(株)代表取締役 SBIビジネス・ソリューションズ(株)取締役 SBI Crypto(株)取締役 SBI EVERSPIN(株)代表取締役 SBIセキュリティ・ソリューションズ(株)取締役 SBI Mining Chip(株)取締役 SBI地銀ホールディングス(株)代表取締役
浅枝芳隆	ウイングアーク1st(株)社外監査役 アスクル(株)社外監査役
周藤智之	周藤公認会計士事務所所長 みらいサポート税理士法人法人社員
市川亨	SBIホールディングス(株)常勤社外監査役 SBIファイナンシャルサービス(株)監査役 SBIキャピタルマネジメント(株)監査役 SBIデジタルアセットホールディングス(株)監査役 SBIネオファイナンシャルサービス(株)監査役 SBI金融経済研究所(株)監査役

(注) 取締役名越昇氏及び浅枝芳隆氏ならびに監査役周藤智之氏及び市川亨氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
名越昇	1年10ヶ月 (2019年 6月26日就任)	当期開催の取締役会18回の全てに出席しております。	社外取締役として期待される役割として、金融関係業務に関する豊富な経験・知見を活かして、当行の経営に対して独立した立場からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
森田俊平	1年4ヶ月 (2019年 12月4日就任)	当期開催の取締役会18回の全てに出席しております。	社外取締役として期待される役割として、SBIホールディングス株式会社の最高財務責任者としてSBIグループの経営戦略を経理・財務面から支えられるなど、財務及び会計分野における相当の専門知識に加え、経験と深い知見を活かしての発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
浅枝芳隆	1年4ヶ月 (2019年 12月4日就任)	当期開催の取締役会18回の全てに出席しております。	社外取締役として期待される役割として、公認会計士としてのグローバルな会計監査経験及び専門的な知見及び事業会社における経営者としての経験の見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
周藤智之	1年10ヶ月 (2019年 6月26日就任)	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回の全てに出席しております。	社外監査役として期待される役割として、公認会計士としての豊富な経験と高度な専門性と幅広い見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
市川亨	10ヶ月 (2020年 6月24日就任)	2020年6月24日の就任後に開催された取締役会13回及び監査役会11回の全てに出席しております。	社外監査役として期待される役割として、金融関係業務に関する豊富な経験・知見に加え、SBIホールディングス株式会社の常勤社外監査役やSBIグループの監査役として、リスク管理における相当の専門知識に加え、経験と深い知見を活かしての発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳			
			固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	その他
社外役員	7	13	13	—	—	—

- (注) 1. 銀行から受けている報酬等には、役員株式給付引当金として費用処理した額2百万円が含まれております。また、「支給人数」「報酬等」には、2020年6月24日開催の第170期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名、監査役2名の報酬額などが含まれております。
2. 社外役員の固定報酬には役員株式給付引当金として費用処理した金額が含まれております。
3. 上記の支給人数に、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	18,600千株
		A種優先株式	18,600千株
	発行済株式の総数	普通株式	8,416千株
		A種優先株式	940千株
(2) 当年度末株主数		普通株式	4,237名
		A種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I 地 銀 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	千株 1,747	% 20.76
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (証 券 投 資 信 託 口)	1,100	13.07
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	404	4.81
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	321	3.81
島 根 銀 行 職 員 持 株 会	301	3.58
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	184	2.18
光 通 信 株 式 会 社	176	2.09
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	103	1.22
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 5)	93	1.10
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 6)	87	1.04

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(1,077株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式103,181株を含んでおりません。
3. 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)が保有する株式数等のうち、2019年11月29日にSBI地域銀行価値創造ファンド(委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社)に対して実施した第三者割当増資に係るものが、1,092千株含まれております。

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I 地銀ホールディングス株式会社	千株 940	% 100.00

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役（社外取締役を除く）	4	普通株式 13,220株
社外取締役	—	—
監査役（社外監査役を除く）	—	—
社外監査役	1	普通株式 400株

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 黒川 智哉 指定有限責任社員 奥田 賢 指定有限責任社員 小林 豊和	45	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) 当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度の監査実績・監査報酬、同業他行の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意をしております。

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に、当行及び当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、45百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、即ち1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、2.会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、会計監査人に信用不安が発生した場合、その他継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生したと判断した場合には、解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会で決定し株主総会に上程する方針です。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

当行が「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

①当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程及びそれに関する議事録管理要領に従い、以下の文書について適切に保存及び管理(廃棄を含む。)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行う。

- (ア)株主総会議事録
- (イ)取締役会議事録
- (ウ)経営会議議事録
- (エ)業務監査会議議事録
- (オ)株主総会議事録謄本

イ. 前号に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて保存期間、管理方法等を文書管理規程で定める。

②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア. 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。なお、各リスクの詳細な定義については、統合的リスク管理規程に定める。

- (ア)信用リスク
- (イ)市場リスク
- (ウ)流動性リスク
- (エ)オペレーショナル・リスク

- イ. 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。
 - ウ. 統合的リスク管理の実践については、リスク資本計画を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。また、統合的に管理するための具体的な施策として、「統合的リスク管理施策」を取締役会において決定し、管理状況について毎月、取締役会に報告する。
 - エ. 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
- ③当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、付議事項については、事前に役付取締役及び本部長である執行役員によって構成される経営会議における議論を経て決定する。
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。
 - イ. 代表取締役頭取はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
 - ウ. コンプライアンスの実践については、コンプライアンス体制全体の統合的な運営計画である「コンプライアンス統合プログラム」並びに本部及び営業店のコンプライアンス運営計画である「コンプライアンス個別プログラム」を策定するとともに、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規程等の整備等を行い、取締役会において決定し、運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告する。
 - エ. 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役および代表取締役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - オ. 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署及び外部機関(顧問弁護士)を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
 - カ. 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
 - キ. 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の被害を最小化する。
 - ク. 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
 - ケ. 経営上重大な危機(不正、法令違反等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
 - コ. 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
 - サ. 金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。

- シ. 内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。
- ⑤ 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- (ア) 取締役及び業務を執行する社員の職務の執行については、子会社・関連会社に関する規程に従い、子会社等の経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項等について報告を受ける体制を構築する。
- イ. 当行の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。なお、各リスクの詳細な定義については、統合的リスク管理規程に定める。
- a. 信用リスク
- b. 市場リスク
- c. 資金リスク
- d. オペレーショナル・リスク
- (イ) 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。
- (ウ) 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
- ウ. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。
- エ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (ア) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。
- (イ) 代表取締役社長はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (ウ) コンプライアンスの実践については、コンプライアンス・チェック表により、毎日、コンプライアンスの実施状況を管理し、コンプライアンスに関すると思われる案件等については、随時個別に代表取締役社長に報告する。
- (エ) 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、代表取締役社長及び当行の子会社を所管する部署又はコンプライアンス統括部署を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
- (オ) 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
- (カ) 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による被害を最小化する。
- (キ) 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。

(ク)金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。

(ケ)内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。

⑥当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定する。また、監査役補助者の解任、人事異動、賃金等の改定についても、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、さらに、監査役補助者の評価は監査役が行うことで、取締役会からの独立を確保する。

イ. 監査役補助者は、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、業務の執行にかかる役職を兼務しない。

⑦当行の監査役への報告に関する体制

ア. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

(ア)取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

この報告としての主なものは以下のとおり。

- a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
- b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
- c. 重要な会計方針及び会計基準変更
- d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
- e. 通報システムの運用及び通報の内容
- f. 行内申請書及び会議議事録の回付の義務付け

イ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

(ア)取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

この報告としての主なものは以下のとおり。

- a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
- b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
- c. 重要な会計方針及び会計基準変更
- d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
- e. 内部通報システムの運用及び通報の内容
- f. 社内申請書及び会議議事録の回付の義務付け

⑧前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に基づき、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を構築する。

⑨当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

- ⑩その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。
 - イ. 監査役が業務監査室の実施する経営監査、拠点監査にかかる実施計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、その修正等を求めることができる体制を構築する。また、経営監査、拠点監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策を求めることができる体制を構築する。
 - ウ. 監査役が会計監査人を監視し、会計監査人の取締役会からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける体制を構築する。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る各書類については、行内規程等に従って適切に保存及び管理いたしました。
- ②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ア. 取締役会においてリスク資本計画及び統合的リスク管理施策を決定し、その管理状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
- ③当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 経営会議を43回、取締役会を18回開催し、各々の規程の定めに基づいて、付議・報告をいたしました。
 - イ. 取締役会において中期経営計画に基づく業務運営方針を決定し、その進捗状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
 - ウ. 取締役および使用人は、各担当部門の業務執行状況を月に1回取締役会に報告いたしました。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役会において「コンプライアンス統合プログラム」並びに「コンプライアンス個別プログラム」を決定し、その運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告いたしました。
 - イ. コンプライアンスに関する研修を3回開催し不祥事防止及び情報漏えい・紛失事故防止等について周知・徹底いたしました。
- ⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当行は、子会社から月に1回当該子会社の取締役会における決議・報告事項について報告を受けました。
 - イ. 子会社・関連会社に関する規程に基づき、子会社から経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項、リスク管理に関する事項、コンプライアンスに関する事項等について報告を受けました。
- ⑥当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定することとしておりますが、監査役からの求めはありませんでした。

- ⑦当行の監査役への報告に関する体制
 - ア. 当行の取締役会には全ての監査役が、経営会議には常勤監査役が出席し、当行の取締役及び使用人が必要な報告をいたしました。
 - イ. 当行の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
 - ウ. 当行の子会社の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
- ⑧前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨を内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に定め、これを行内に周知いたしました。
- ⑨当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ア. 監査役の職務の執行について生ずる費用については、全て当行が負担いたしました。
- ⑩その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席いたしました。
 - イ. 業務監査室は、監査役に対して経営監査、拠点監査に係る実施計画及び各監査の実施状況について報告いたしました。
 - ウ. 会計監査人は、監査役に対して会計監査計画及び監査結果について報告いたしました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第171期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	75,772	預 金	471,609
現 金	5,753	当 座 預 金	55,630
預 け 金	70,019	普 通 預 金	157,399
買 入 金 銭 債 権	7,999	貯 蓄 預 金	1,922
金 銭 の 信 託	529	通 知 預 金	464
有 価 証 券	117,190	定 期 預 金	251,942
国 債	31,032	定 期 積 立 預 金	2,878
地 方 債	2,662	そ の 他 の 預 金	1,371
社 債	15,273	借 入 金	32,669
株 式	617	借 入 金	32,669
そ の 他 の 証 券	67,604	そ の 他 の 負 債	898
貸 出 金	310,439	未 決 済 為 替 借 入	77
割 引 手 形	1,586	未 払 法 人 税 等	42
手 形 貸 付	10,724	未 払 費 用	552
証 書 貸 付	260,792	未 前 給 付 補 填 益	105
当 座 貸 越	37,336	給 付 一 次 債 務	0
そ の 他 の 資 産	5,341	資 産 除 去 債 務	48
未 決 済 為 替 貸 借	22	そ の 他 の 負 債	36
前 払 費 用	53	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	22
未 収 収 益	390	偶 発 損 失 引 当 金	92
そ の 他 の 資 産	4,874	役 員 株 式 給 付 引 当 金	34
有 形 固 定 資 産	7,412	業 績 連 動 賞 与 引 当 金	1
建 物	4,617	繰 延 税 金 負 債	67
土 地	1,819	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	194
リ ー ス 資 産	44	支 払 承 諾	4,557
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	931	負 債 の 部 合 計	510,147
無 形 固 定 資 産	566	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	552	資 本 剰 余 金	7,886
リ ー ス 資 産	0	資 本 剰 余 金	1,722
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	13	利 益 剰 余 金	7,222
前 払 年 金 費 用	118	利 益 準 備 金	813
支 払 承 諾 見 返	4,557	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,657
貸 倒 引 当 金	△3,061	別 途 積 立 金	2,072
資 産 の 部 合 計	526,865	繰 越 利 益 剰 余 金	3,585
		自 己 株 式	△88
		株 主 資 本 合 計	15,991
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	337
		土 地 再 評 価 差 額 金	388
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	726
		純 資 産 の 部 合 計	16,717
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	526,865

第171期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	6,365
金運	5,237
出証	3,821
券口	1,390
金利	0
受取	25
引替	0
業債	769
経権	128
債権	641
等債	234
の債	124
の債	22
の債	11
の債	21
の債	68
の債	310
の債	307
の債	2
の債	723
の債	40
の債	683
の債	515
の債	502
の債	12
の債	4,122
の債	322
の債	209
の債	5
の債	15
の債	92
の債	371
の債	47
の債	160
の債	4
の債	156
の債	20
の債	△85
の債	△64
の債	322

第171期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金 合計
当期首残高	7,886	1,722	1,722	813	2,072	3,194	6,079	△55	15,633
当期変動額									
剰余金の配当						△1	△1		△1
利益準備金の積立				0		△0	－		－
当期純利益						322	322		322
自己株式の取得								△47	△47
自己株式の処分								14	14
土地再評価差額金の取崩						70	70		70
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	0	－	390	391	△33	357
当期末残高	7,886	1,722	1,722	813	2,072	3,585	6,470	△88	15,991

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,662	458	△2,203	13,429
当期変動額				
剰余金の配当				△1
利益準備金の積立				－
当期純利益				322
自己株式の取得				△47
自己株式の処分				14
土地再評価差額金の取崩				70
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,000	△70	2,930	2,930
当期変動額合計	3,000	△70	2,930	3,287
当期末残高	337	388	726	16,717

第171期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	75,889	預 金	471,348
買 入 金 銭 債 権	7,999	借 用 金	33,811
金 銭 の 信 託	529	そ の 他 負 債	1,010
有 価 証 券	116,746	睡眠預金払戻損失引当金	22
貸 出 金	308,219	偶 発 損 失 引 当 金	92
リース債権及びリース投資資産	3,860	役 員 株 式 給 付 引 当 金	34
そ の 他 資 産	6,085	業 績 連 動 賞 与 引 当 金	1
有 形 固 定 資 産	7,445	繰 延 税 金 負 債	119
建 物	4,617	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	194
土 地	1,819	支 払 承 諾	4,557
リ ー ス 資 産	4	負 債 の 部 合 計	511,194
その他の有形固定資産	1,004	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	578	資 本 金	7,886
ソ フ ト ウ ェ ア	555	資 本 剰 余 金	1,722
リ ー ス 資 産	9	利 益 剰 余 金	7,450
その他の無形固定資産	13	自 己 株 式	△88
退 職 給 付 に 係 る 資 産	285	株 主 資 本 合 計	16,970
繰 延 税 金 資 産	47	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	337
支 払 承 諾 見 返	4,557	土 地 再 評 価 差 額 金	388
貸 倒 引 当 金	△3,216	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	116
資 産 の 部 合 計	529,029	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	842
		非 支 配 株 主 持 分	21
		純 資 産 の 部 合 計	17,835
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	529,029

第171期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

	金	額
経常収益		8,184
資金運用収益	5,219	
貸出金利息	3,810	
有価証券利息配当金	1,382	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	25	
その他の受入利息	0	
役務の取引等収益	768	
その他の他業経常収益	234	
償却債権取立益	1,961	
その他の経常収益	22	
経常費用	1,938	
資金調達費用	316	
預借金利息	307	
借入金利息	8	
役務の取引等費用	723	
その他の他業経常費用	515	
貸倒引当金繰入額	4,194	
その他の経常費用	2,018	
償却の他業経常費用	195	
その他の経常費用	1,822	
経常利益		7,767
特別利益		416
固定資産処分益	24	
固定資産譲渡益	23	
固定資産補償助益	1	
特別損失		162
固定資産処分損失	4	
固定資産圧縮損失	156	
固定資産縮減損失	1	
税金等調整前当期純利益		303
法人税、住民税及び個人税等調整額	22	
法人税等調整額	△76	
当期純利益		△54
非支配株主に帰属する当期純利益		357
親会社株主に帰属する当期純利益		0
		357

第171期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,886	1,722	7,025	△55	16,579
当期変動額					
剰余金の配当			△1		△1
親会社株主に帰属する当期純利益			357		357
自己株式の取得				△47	△47
自己株式の処分				14	14
土地再評価差額金の取崩			70		70
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	425	△33	391
当期末残高	7,886	1,722	7,450	△88	16,970

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2,662	458	△69	△2,273	21	14,327
当期変動額						
剰余金の配当						△1
親会社株主に帰属する当期純利益						357
自己株式の取得						△47
自己株式の処分						14
土地再評価差額金の取崩						70
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,000	△70	185	3,115	0	3,116
当期変動額合計	3,000	△70	185	3,115	0	3,508
当期末残高	337	388	116	842	21	17,835

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行
取締役会 御中

2021年5月11日

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林 豊和 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島根銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第171期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行
取締役会 御中

2021年5月11日

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥田 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 豊和 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島根銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第171期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社島根銀行 監査役会

常勤監査役 片 寄 直 樹 ㊟

社外監査役 周 藤 智 之 ㊟

監 査 役 多 々 納 道 子 ㊟

社外監査役 市 川 亨 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行の利益配分につきましては、公共性・社会性を強く認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら、確固とした経営基盤に基づき自己資本充実を図り、経営体力に見合った配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、次のとおり配当を実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金5円

当行A種優先株式1株につき金10.73円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は52,169,828円となります。(普通株式42,074,615円、A種優先株式10,095,213円)

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、2020年6月24日開催の第170期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役伊賀宏康氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の 種類 及び数	当行との 特別の 利害関係
福島 薫 (1962年11月28日生)	1985年4月 島根県庁 入庁 2005年3月 島根県庁 退職 2006年10月 弁護士登録（島根県弁護士会） 2007年10月 日本司法支援センター常任弁護士 2011年1月 福島法律事務所所長（現任） 2015年4月 松江地方（家庭）裁判所民事（家事）調停委員（現任） 2018年4月 日本司法支援センター島根地方事務所長（現任）	なし	なし
<補欠の社外監査役候補者とした理由> 福島薫氏は、島根県職員として行政に携わられた後、日本司法支援センター島根地方事務所長を歴任するなど、弁護士として、豊富な経験・知見を有しておられます。専門家としての立場から取締役の職務執行の監督を、的確、公正かつ効率的に遂行していただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としたものです。			

- (注) 1. 福島薫氏は、社外監査役候補者であります。
2. 同氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定する予定であります。
3. 同氏が監査役に就任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項及び定款第42条第2項の規定に基づき、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役および監査役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当行は、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役（社外監査役を含みます。）（以下、「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役等に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役等に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除く取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、ならびに社外取締役にあっては監督を通じ、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当行の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知17頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額6,600万円以内（うち社外取締役分として年額400万円以内））、監査役の報酬額（年額800万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当行の取締役等に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は4名（うち、社外取締役は2名）、監査役は4名（うち、社外監査役は2名）となっております。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものとしたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める取締役株式給付規程および監査役株式給付規程（以下、併せて「役員株式給付規程」といいます。）に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役および監査役

(3) 信託期間

2018年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当行株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当行は、2019年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する2事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、2020年4月1日より開始した現在の対象期間に関して本制度に基づく当行の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、4,800万円の金銭を追加拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当行が追加拠出した金銭を原資として、現在の対象期間に関して当行株式73,100株を取得しております。

なお、現在の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は各対象期間ごとに7,400万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及

び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（５）本信託による当行株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり104,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当行株式数の上限は104,000株となります。

（６）取締役等に給付される当行株式等の数の上限

社外取締役を除く取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、社外取締役および監査役には、役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は92,800ポイント（うち社外取締役分は5,600ポイント）を上限とし、監査役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は11,200ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（104,000株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約1.23%です。

下記（７）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当行株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当行に損害が及ぶような不適切行為等があった場合、その他当行の経営状況が著しく悪化した場合等は、給付を受ける権利を制限し、ポイント数を減額することがあります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当行株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

以 上

MEMO

Dotted lines for writing.

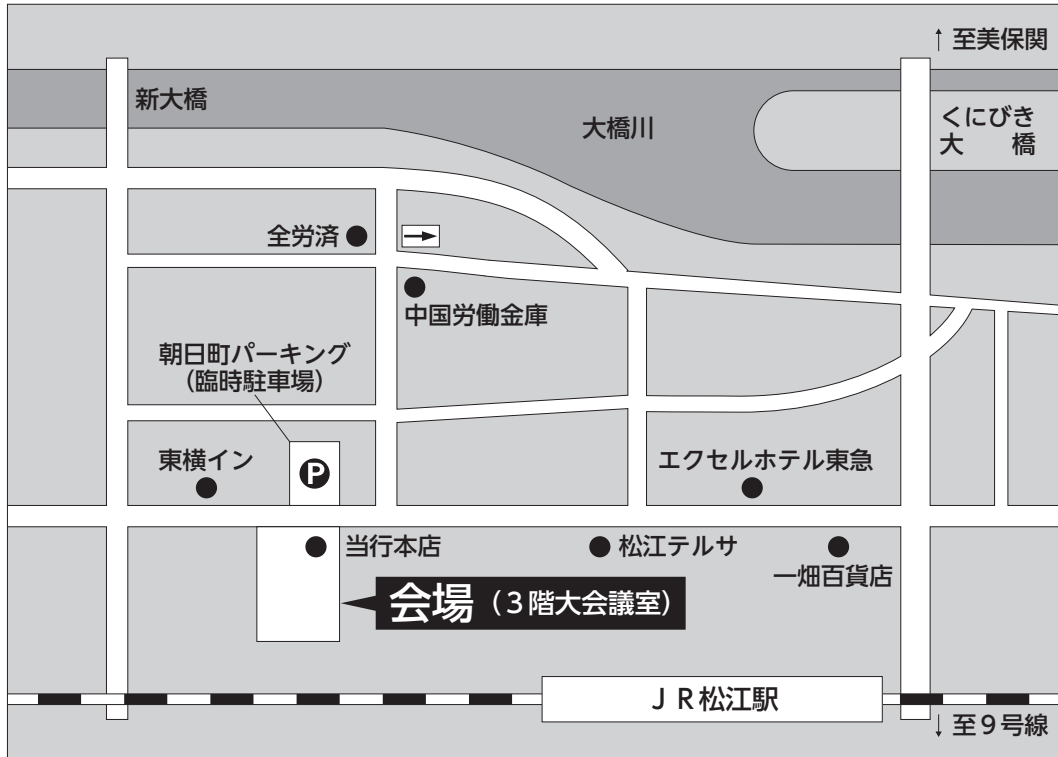
会場ご案内略図

当行 本店

(3階大会議室)

〒690-0003 島根県松江市朝日町484番地19

■JR松江駅より徒歩3分■



※臨時駐車場として朝日町パーキングを準備しておりますが、収容台数に限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。